

南部大阪都市計画地区計画の変更（岸和田市決定）

都市計画岸之浦地区地区計画を次のように変更する。

名称		岸之浦地区地区計画				
位置		岸和田市岸之浦町				
面積		約52.0ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、岸和田市の臨海部において、物流機能や製造業機能、供給処理機能等と、干潟・緑地等の憩いと交流の機能を併せ持った人と環境にやさしい魅力ある都市を目指す、面積約142haの埋立地に位置し、製造業及び物流業施設等を立地し、産業拠点形成を図るものである。 このため、地区計画により、周辺土地利用計画との環境の調和を図り、緑豊かで良好な産業空間の形成を目指すものである。				
	土地利用の方針	本地区は、新たな産業拠点として、利便性の高い工業地の形成を図るため、一部、便益施設や交流施設の立地を許容しつつ、製造業及び物流業を主体とした土地利用を図る。 さらに、良好な都市環境を創出するため、地区の周辺に緑地を配置すると共に、道路沿道に緑地を誘導する。				
	地区施設の整備の方針	1. 自動車交通の円滑な処理と安全で快適な歩行者空間を確保するため、区画道路を適切に計画・配置する。 2. 景観形成、環境保全等を目的とし、地区の周辺に緑地を配置する。				
	建築物等の整備の方針	開放的な街並みを形成し、良好な産業地の環境形成を図るため、建築物等の用途、規模、配置、緑化及び意匠等に留意して整備を行う。				
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	市内製造業の振興、後背地の住工混在の解消による環境改善を図ると共に、産業振興拠点の創出を図る。				
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路1号線 幅員14.25m 延長 約437m	区画道路11号線 幅員15.00m 延長 約261m	区画道路2号線 幅員25.25m 延長 約496m	区画道路12号線 幅員18.50m 延長 約191m	
	緑地	区画道路3号線 幅員12.50m 延長 約533m	区画道路13号線 幅員14.50m 延長 約408m	区画道路4号線 幅員17.00m 延長 約557m	区画道路5号線 幅員12.50m 延長 約164m	
		区画道路6号線 幅員20.50m 延長 約441m		区画道路7号線 幅員18.50m 延長 約180m		
		区画道路8号線 幅員18.50m 延長 約373m		区画道路9号線 幅員13.25m 延長 約243m		
		区画道路10号線 幅員12.50m 延長 約216m		緑地1号 約4,430㎡		
				緑地2号 約3,460㎡		
				緑地3号 約14,950㎡		
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
	地区の面積	約 12.4 ha	約 17.5 ha	約 18.6 ha	約 3.5 ha	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4. 図書館、博物館その他これらに類するもの 5. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. 自動車教習所 8. 畜舎			—	1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. ホテル又は旅館 4. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6. 図書館、博物館その他これらに類するもの 7. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8. キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 9. 学校 10. 診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）又は病院 11. 自動車教習所 12. 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 13. 畜舎（養鶏場、養豚場、牛舎等家畜の飼育及びペットの繁殖、飼育を目的とするものに限る。）
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	500㎡	5,000㎡	1,000㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱は、道路境界線から2 m以上後退しなければならない。	建築物の壁又はこれに代わる柱は、道路境界線から1 m（敷地面積が1,000㎡以上にあつては2 m）以上後退しなければならない。	建築物の壁又はこれに代わる柱は、道路境界線から2 m以上後退しなければならない。	建築物の壁又はこれに代わる柱は、道路境界線から2 m以上後退しなければならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物及び、看板の形態、意匠については、優れた都市景観の形成に寄与するとともに、道路に面する部分に緑地帯を設置し、周辺環境に調和したものとする。 2. 敷地内に設置する広告物又は看板については自己用（地区内施設の案内板及び公益上必要なものは除く）のみとし、点滅式の照明は使用してはならない。 3. 建築物屋上に広告物又は看板を設置してはならない。				
	建築物の緑化率の最低限度	1.0/10	0.5/10 （敷地面積が1,000㎡以上にあつては、1.0/10）	1.0/10	1.0/10	
	垣又はさくの構造の制限	壁面の位置の制限の範囲内に設置する垣又はさく(門扉、門柱及び門柱の袖壁を含む)は、透視可能なフェンス等とする。ただし、道路面から高さ1 m以下の部分並びに高さ2 m以下の門扉、門柱及び門柱の袖壁（総延長が門扉の長さの2倍を限度とする）については、この限りではない。				

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」